

〈概要〉君津市部活動ガイドライン 国との比較

国（スポーツ庁）	君津市
1 適切な運営のための体制整備 (1) 運動部活動の方針等の策定 ・毎年度、策定・公表する。 ・毎月の活動計画及び活動実績を策定し校長へ提出。 (2) 指導・運営に係る体制の構築 ・円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設定する。 ・適切な公務分掌となるよう、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。 ・各運動部の活動内容を把握し、適宜指導・是正を行う。 ・業務改善及び勤務時間管理等を行う。	1 学校教育における位置付けと意義 (1) 部活動の位置付け (2) 部活動の意義
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 (1) 適切な指導の実施 ・事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。 ・スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとる。 ・過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。 ・生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。 ・生徒とコミュニケーションを十分に図る。 ・技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。 ・発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。 (2) 運動部活動用指導手引きの普及・活用 ・中央競技団体は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導の手引きを作成する。	2 部活動の在り方に関する方針 (1) 方針の扱い (2) 適切な運営のための体制整備 ・活動方針を策定・公表し、毎年度見直しをする。 ・毎月の活動計画及び活動実績を校長へ提出。 ・運動部の数が適正であるか検討する。(文化部含む) ・校長は教員の勤務時間管理等を行いながら、教員の負担が過度とならないよう各運動部の活動内容を把握し、適宜指導・是正を行う。
3 適切な休養日等の設定 ・1日の活動は、長くとも平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。 ・できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。	(3) 効果的な活動の推進 ・生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を期すとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。 ・スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとる。 ・過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解する。 ・生涯を通じてスポーツや芸術・文化に親しむ基礎を培う。 ・生徒とコミュニケーションを十分に図る。 ・科学的トレーニングの積極的な導入により、短時間で効果が得られるよう合理的でかつ効率的な指導を行う。 ・発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を身につけることは重要である。 (4) 適切な休養日等の設定 【適切な活動時間】 平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。 ・週あたりの活動時間の合計が※11時間程度とする。

※部活動の他に駅伝や陸上を行う場合、週あたりの活動時間における上限は16時間未満までとする。

〔実施可能期間：5月1日～9月30日〕

（「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」

平成29年12月18日 日本体育協会より）

・学期中は週あたり２日以上の休養日を設ける。 (平日は少なくとも１日、週末は１日以上を休養日とする。) ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。 ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。 また、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 ・休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。	【休養日の設定】 週あたり２日以上の休養日を設ける。 ・平日に少なくとも１日、週末にも１日以上を休養日を設ける。 ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。 ・夏季休業中は、週末及び閉庁日に行わず、平日１４日以内の活動とする。 ・冬季、学年末、学年始め休業中は、週末及び閉庁日は行わない。 【朝練習について】 ・朝練習は行わない。 ただし、校長が、大会やコンクール等の前など、特別な事情があると認める場合のみ教育委員会と協議の上、限定的に朝練習を行うことができるものとする。 【地域や学校の実態を踏まえた工夫】 ・休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえ、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられる。 【参加する大会等の見直し】 ・生徒の教育上の意義、生徒や顧問の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
４ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備 (１) 生徒のニーズを踏まえた運動部活動の設置 ・例として、季節毎に異なる種目を行う。競技志向ではなくレクリエーションとして行う、体力づくりを目的とした活動等。 ・複数校の生徒が拠点校の運動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進する。 (２) 地域との連携等 ・学校と地域が共同・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備。	３ 学校及び顧問の役割 (１) 活動方針の策定及び活動計画の作成 ・生徒のニーズを踏まえた活動計画の作成 (２) 運営上の留意事項 ・指導上の配慮 ・いじめ等の防止 ・会計の取扱 (３) 保護者等との連携 ・保護者の理解 ・保護者への協力依頼 (４) けがや事故の防止 ・発達段階に応じた指導 ・ルールの徹底 ・施設設備の点検 ・校内体制の整備
５ 学校単位で参加する大会等の見直し ・週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安を定める。	２ 部活動の在り方に関する方針 (４) 適切な休養日の設定 【参加する大会等の見直し】に記載